

大島町立第二中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 基本理念

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、継続的に行われる一定の人間関係にある他の生徒からの心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

(2) いじめの禁止

いじめ防止推進法第4条「いじめをおこなってはならない」の遵守の徹底を図る。

(3) いじめ問題に関する基本的認識

- ① いじめは、人間として許されない人権侵害行為である。
- ② 深刻ないじめは、いずれの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる。
- ③ 被害者の立場に立った指導を行う。
- ④ いじめの指導には家庭との連携・協力が不可欠であり、場合によっては地域・関係諸機関等とも連携する。

2 いじめの未然防止と早期発見

(1) 組織的な指導体制の確立

いじめ防止対策委員会（校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー）を設置し、事実を把握し、原因や背景、指導上の留意点や指導方針など教職員間の共通理解を進め、組織的な指導体制をつくる。

週1回の企画運営会議後を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。その際には、該当生徒の担任を加える。

年3回（各学期1回）のいじめ防止研修を確実に実施し、いじめに対する教員の意識を高め、組織的対応ができるように努める。

いじめ事案等が発生した場合は関係生徒に速やかに聞き取りを行い、必ず生活指導報告書を作成（時系列で事実のみを記入）して記録を残す。報告書は管理職と生活指導主任へ提出する。

(3) 早期発見・早期対応

下記のような活動や調査を通して、いじめの早期発見に努め、早期発見に繋げていく。

- ① 日常の生徒観察（学活、給食・清掃、授業、各行事、部活動、欠席状況）
- ② 生徒の情報交換（防止対策委員会、職員打合せ、企画運営会議、各学年会、生活指導部会、職員会議）
- ③ 生徒対象生活アンケート調査の実施（年3回 6月、11月、2月）
- ④ 保護者対象生活アンケート調査の実施。（年1回 6月）
- ⑤ 教育相談（面談）を通じて学級担任（学年職員）による生徒からの聞き取り調査の実施
- ⑥ 三者面談（1学期、2学期）、保護者会（年2回）

(4) 校内教育相談体制の充実

いじめの早期発見や予防策として校内教育相談体制の充実を図る。

- ① SC（スクールカウンセラー）の活用の促進ならびに二者面談を実施する。
- ② いじめ防止対策委員会へのSC・養護教諭の参加によって、情報の共有化と迅速な早期対応をする。

(5) 豊かな心を育む指導の充実（いじめに関する授業の年3回以上の実施）

- ① 道徳授業において、いじめに関する授業を全学年で1回以上実施し、他者への思いやりの心や正義感等を育成する。時期や内容に関しては生活指導主任と道徳担当で検討し、提案する。
- ② 学期当初や運動会前の学活等の時間において、コミュニケーション能力や他の生徒との協調性を育む指導の充実を図り、いじめの未然防止に努める。

(5) 開かれた学校づくりの推進

開かれた学校づくりの推進により、保護者・地域からの広い情報収集に努める。

3 いじめへの対応

(1) いじめられている生徒への対応

- ① いじめと確認またはその疑いのある場合は、直ちに生活指導主任へ報告、校長・副校長の指導の下、学級担任ならびに生活指導部員（＝いじめ防止対策委員）を中心に、生徒からの聞き取り等を実施し、重大な事態とならないように組織的に迅速に対応する。
- ② 人権に配慮しながら事実関係の把握を行い、聴き取り・指導の記録をきちんと取る。その際、つらい思いを受けとめる親身な指導や励ましを行うことにより、本人に安心感、存在感をもたせる。
- ③ SCや養護教諭と連携した心のケア等を行うとともに、必要に応じて加害生徒等からの嫌がらせや攻撃から被害生徒を守るための手段を講じる。
- ④ 保護者への正確な説明を行うとともに保護者の悩みや気持ちを受けとめ信頼関係を深める。また、再発させない学校の指導体制について理解を得る。
- ⑤ 教育委員会へ事実関係や指導経過について報告する。

(2) いじめた生徒への対応

- ① 事実関係の把握を行い、いじめを行っているということを認識させ、いじめは絶対に許さないという毅然とした指導を行う。いじめをやめさせるとともに、相手の気持ちに着目させ自己の行為がどれだけ相手を傷つけているか考えさせ、二度と起こさないよう指導する。
- ② いじめに至った原因や背景、気持ちを聞き取り、今後の責任ある行動をとらせるための継続的な指導を行う。
- ③ 保護者に事実関係と指導経過を報告するとともに、相手への謝罪や今後の指導などについて保護者の協力を得る。
- ④ 複雑化・多様化し、学校だけでは対応しきれない場合は、子供家庭センター、警察署、SSW（スクールソーシャルワーカー）、民生児童委員等によるサポートチームを設置して対応にあたる。

(3) 以後の学校としての指導や取り組み

- ① 思いやりの心を培うなど豊かな人間関係を育むための指導の強化や、日々の授業や学年・学級経営の改善を行いながら、生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
- ② 開かれた学校づくりの推進やPTAとの協力により意見交換や課題の共有化を進める。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

具体的な状況例として、生徒が自殺を企図する、生徒が身体に重大な傷害を負う、生徒が繰り返し多額の金銭を奪い取られる、生徒に精神性の疾患が発生した場合等を指す。

(2) 重大事態の調査・報告

- ① 重大事態が発生した場合は、迅速に教育委員会へ報告する。
- ② 教育委員会の指示のもと、教育相談員・指導員、医師、SSW、SC、等の専門的知識を有する者の他、大島町いじめ問題対策連絡協議会の調査を実施する。
- ③ 全校生徒及び保護者に対してアンケート調査等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに報告する。
- ④ いじめを受けた生徒及び保護者に対して、誠意をもって真摯に情報を提供し、説明責任を果たす。その際、個人情報の保護に関する法令等をふまえる。

5 ネット上のいじめへの対応

基本的に、「3いじめへの対応」に準ずるが、次の対応や取り組みを加える。

(1) ネット上のいじめの種類

- ① 掲示板・ブログ・プロフィール・LINE上等への誹謗・中傷の書き込み
- ② 掲示板・ブログ・プロフィール・LINE上等への他人の個人情報の無断掲載
- ③ 特定の生徒になりすましたインターネット上の活動

(2) ネット上のいじめが発生した場合の対応

- ① 書き込み内容等の確認
- ② 掲示板の管理者への削除依頼
- ③ 掲示板のプロバイダへの削除依頼
- ④ 管理者に削除依頼しても削除されない、あるいは管理者の連絡先が不明な場合、警察等の関係諸機関と連携・相談しながら対応

(3) 未然防止と早期発見の取り組み

- ① ネット上への誹謗・中傷の書き込みはいじめであり、悪質な場合は犯罪とみなされることがあるなどの意識を高めるため、情報モラル教育の計画的な実施をする。
- ② インターネットや携帯電話利用に関して家庭のルールをつくる等の保護者と連携した啓発活動を進める。
- ③ 日常の生徒・保護者からの情報収集、都教委の学校非公式サイト監視業務の活用による早期発見・早期対応を心がける。

いじめ発見時の対応の流れ

